

(資料2)

国住指第1049号
平成17年7月14日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について（依頼）

民間建築物について、建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）による自主点検及び必要な改善を促すため、貴職におかれては、下記により、建築物の所有者に対して、当該建築物の吹付けアスベストの状況等について調査し、その結果を貴職あて報告するよう要請し、必要に応じ所有者等に対して、改修を指導するなどの適切な措置を講じるとともに、貴管内特定行政庁に対し、この旨を周知されるようお願いする。

記

1 対象建築物

昭和31年頃から昭和55年までに施工された民間建築物のうち、室内又は屋外に露出してアスベストの吹付けがなされている大規模（概ね1,000㎡以上）な建築物。

2 調査及び指導

【作業1】所有者等へのヒアリングや過去の調査結果をもとに、対象建築物を把握。

【作業2】調査・指導

所有者等に対し、目視、針により容易に貫通する否か等によりアスベストが吹き付けられているか否かを再確認を求め必要な指導を行う。

(1) 調査項目

室内又は屋外に露出してアスベストが吹き付けがなされた部分の有無

(2) 指導

アスベストが発散するおそれがある場合には、所有者等に対し、当該部分に損傷を与えたり、不用意に除去等を行わないようにするとともに、適切な除去、封じ込め等の対策を行うよう指導する。

(注) 指導に当たっては、(財)日本建築センターの「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」及び日本石綿処理工業協会の「吹付けアスベスト処理施工マニュアル」等を参考とされたい。

3 . 法令の遵守

アスベストの除去等にあたり、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物処理法等の関係法令を遵守するよう指導を徹底されたい。

4 . 報告

上記「2 . 調査及び指導」の実施状況について集計の上、別添についてまとめ、平成17年9月15日までに本職まで報告するものとする。

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局建築指導課

担当：石坂、磯部

電話 03 - 5253 - 8514

fax 03 - 5253 - 1630

(別添)

都道府県名 _____

	建築物数(棟)
調査をした建築物の数	
露出してアスベストの吹付けがなされている建築物の数	
指導により対応済みの建築物の数	
指導により対応予定の建築物の数	
指導中の建築物の数	
指導予定の建築物の数	

対応予定は期限を設定しているものに限る。

備考